

水戸藩「刑典摘要」について

——解題と翻刻——

神 崎 直 美

【解題】

一

本稿は、茨城県立歴史館が所蔵する「刑典摘要」の解題と翻刻を試みたものである。当史料は『茨城県歴史館和書目録二』に、その表題を「[水戸藩郡方]刑典摘要」として収載されている⁽¹⁾。これは、一連の史料群の中の一本として存するものではなく、歴史館が購入した単独の史料である⁽²⁾。

「刑典摘要」は、常陸国水戸藩（御三家、三十五万石）の郡奉行所もしくはその役人が作成した刑事関係史料である。実は、当藩の刑事関係の史料は、現存数がわずかである。ゆえに、これまでに水戸藩の刑罰については、その種類やそれぞれの刑罰は如何なるものなのかということについて、地誌などでごく簡単に説明されたことがあるにすぎ

ない⁽³⁾。そのため、依然として不明な部分が多い。

このような状況の中で、「刑典摘要」はまとまつた刑事関係史料として、現存する稀少なものである。実にささやかな冊子ではあるが、水戸藩の刑事関係について、新たに窺い知ることができる史料である。そこで、当史料をここに紹介する次第である⁽⁴⁾。

二

「刑典摘要」は、墨付五十四丁からなる一本の冊子である。縦は二十四、一糢、横は十五、九糢である。その内容の構成は、前書に相当する記載、目録（目次）、本文からなる。目録、本文共に三十七項目からなる。さらに本文には、三十七項目の後に、いわば番外の書類として「大赦目當」と宝引の事例を掲載している。各項目には、それに相当する達や事例を収載している。その数は、都合七十四点である。そのうち、制定年代が明記してあるものは五十九点である。

「刑典摘要」には、その作成年代や作成者について、一切明記していない。しかし、これは、幕末—嘉永四年三月（一八五一）から同六年三月（一八五三）までの間に郡奉行所もしくはその役人が作成したものと思われる。その理由は以下の通りである。

まず、作成年代である。項目をたてて編纂した部分に記した書類のうち、最も年代の新しいものが、嘉永四年三月であること、ならびに、編纂終了後に冊子末の余白に書きこんだ書類の年代が嘉永六年三月であることによる。すなわち、編纂はこの間なのである。

次に、作成者についてである。まず項目を概観すると、その大部分が、郡方の者が犯した犯罪に関するもの、および郡奉行が処置に携わる軽犯罪に関するものである。死刑のような厳しい処罰に関するものは一切なく、軽微なもの

ばかりである。さらに、ここに収載した書類は、藩庁から郡方に宛てた達や、郡奉行所から町奉行所に対して問い合わせたその返答、郡奉行間での問い合わせ、郡奉行から藩庁への問い合わせなど、いずれも郡奉行所が関与している。以上により、郡方に関わる者が作成したことは確かである。しかし、郡奉行所が役所として公的に作成したのか、それともその配下の役人が私的に手控えとして作成したのか、そのいずれなのかは確定できない。

ところで、ここで「刑典摘要」という名称について考えてみよう。「刑典」というと、体系的な刑法典を想像しがちである。しかしながら、当藩は判例主義であり⁽⁵⁾、刑法典が作成された形跡はない。さらに、「刑典摘要」に収載された事項は、刑法典の条文ではなく、それまでの藩政の過程で、時宜に応じて隨時発令したさまざまな書類である。ゆえに、ここでいう「刑典」とは当藩における刑事関係の書類全般を指すといえよう。「摘要」とは、要点を抜き書きすることである。したがって、刑事に関する様々な書類のなかから重要な部分、すなわち郡奉行所もしくは役人にとつて、実務として必要な事項を抜粋してまとめたものと考えるのが妥当であろう。

「刑典摘要」は、その体裁の特徴からも、本来は実務上の必要から作成されたものであることが窺える。まず、それぞれの目録および項目の冒頭には、朱で通し番号を付記している点である。これは、利用の便を図ったものである。さらに、本文の項目の記述は、それぞれの項目の末尾に次の項目を続けることはせず余白を設けている。つまり、項目の書き初めは、必ず左の丁から記しているのである。⁽⁶⁾ これは、将来において新たな通達などが発令された折に、それを追加して記すことを想定して配慮を施したものである。

しかしながら、「刑典摘要」は作成したものの、実際には実務の場でほとんど利用されなかつたものと思われる。それは、史料そのものがたいへんきれいな状態で現存していることによる。頻繁に利用されたならば、紙面に手擦れなどが残るはずだが、そういう形跡がほとんど見られないである。しかも、この史料の筆跡は、同一人物による時期のものである。その後も必要事項が生じた場合には、折々書き継いでゆく予定で作成したものの、結局、そのま

まになってしまったようである。

三

さて、この「刑典摘要」から、水戸藩の刑罰をめぐって注目すべき点がいくつか指摘できるので、ここに示しておきたい。

第一に、当藩では近世中期の後半頃から、刑罰について迅速な対応が求められていたことである。それは、冒頭の前書に相当する記載に明らかである。これは寛政三年（一七九一）四月二十三日の年記を持つ。その内容は、罪人を吟味するにあたり速やかに対応することの重要性を、役人らに対して提示した書類である。ここでは、取り調べの意義とは、生路を求めるものであること、そのためには簡略化して迅速な対応をすることが必要であることを示している。

つまり、寛政三年当時には迅速な対応ができていないという現実が存するからこそ、このような規定がなされたのである。そして、幕末に作成した「刑典摘要」の冒頭にこの書類を掲げたのは、「刑典摘要」を作成した当時も同様な状況であったからだろう。同時に、「刑典摘要」の作者は、刑事関係の実務に携わる者として、迅速な対応は最も重要な心がまえと思ったのであろうし、ゆえに改善の必要を感じたのであろう。ひいては、それこそが「刑典摘要」を作成した目的といえるかもしれない。

第二に、当藩では天保年間という時期が刑事関係についてても、一つの転換期であり、多くの改正がなされた時期と思われることである。本書に収載されている書類の年代についてみてみよう。年代が明記されている五十九点のうち、その上限は貞享二年（一六八五）十月の事例があり、これに続く事例は享保年間である。その後、天明年間のものが二点、寛政年間と享和年間の書類がそれぞれ三点ずつ存する。文化年間の事例は、十九点もある。文政年間のものは

五点であるが、天保年間の事例は二十三点もあり、これが最多である。弘化年間のものは一点、嘉永年間のものは二点である。つまり、ここに収載した書類は、近世後期の文化年間と天保年間の事例がその大部分を占め、しかも天保年間のものが極めて多いのである。これは当藩の天保改革に伴い、刑事関係についても多くの改正がなされたことを反映しているのであろう。

第三に、刑罰を決定する際に参考にした書類についてである。当藩は判例主義であるが、それに加えて、幕府の対応および幕府が制定した法典である「公事方御定書」や、中国の明の律令も参考にしつつ決定していた様子が窺えるのである。幕府に準じた様子は、項目四の享和三年三月の達、項目七の文化二年（一八〇五）八月の問合、項目十一の文化二年十月の口達および例、項目十九の天保十年（一八三九）七月の書類、項目二十三の年代不明の書類、項目二十九の文化元年（一八〇四）十一月の付札などに見られる。そのうち、項目二十三には「公辺御定書ニ基キ」という文言があり、項目二十九では「公事方御定書」の、「拾五歳以下之者御仕置之事」の条文を引用している。⁽¹⁾

一方、明の律令を参考にした様子は、項目七の文化二年八月の問合に対する返答の箇所である。この項目七は、牢屋に収容されている者が病気を煩った際に出牢させることに関するものである。ここでは、郡奉行小原忠次郎俊章が明の事例を示した問合をしたのに対し、郡奉行小宮山次郎左衛門昌秀が明の律と令を引用して返答をしている。⁽²⁾引用した箇所は、律は刑律の断獄の獄囚衣糧、令は刑令の司獄と牢獄である。⁽³⁾なお、郡奉行らが明の律令を参考としているのは、当藩において明律も、刑事関係の実務の上で、その拠所として利用されていたことに他ならない。水戸藩において明律は、藩政の上で参考にすべき有効な書物としてその価値が認識され、実際に利用されていたのである。

(1) 『茨城県歴史館和書目録』二』（昭和五十五年）、九頁。

(2) 『茨城県歴史館和書目録』二』は、寄贈史料と購入史料を収載している。寄贈史料については、その出處を架号に略記し

ている。

(3) 水戸藩の刑罰や司法制度の概要については、『水戸市史』中巻(一)(昭和四十三年)に記述がある(刑罰については、二六二~八頁、司法制度については二六〇~一頁)。これらによると、水戸藩は刑法典を編纂せず、判例主義であったという。なお、刑罰に関する近年の論文としては、野上平「水戸藩農村における刑罰執行について—前半期の極刑例を中心として—」『郷土文化』第四十号、平成十一年)がある。

(4) かつて私は「水戸藩の徒罪」(拙著『近世日本の法と刑罰』平成十年、巖南堂書店)という論文をまとめる際に、その史料の一つとして「刑典摘要」を用いたことがある。その折は、論文の目的上、徒罪に関する記述のみを利用した。

(5) 『水戸市史』中巻(一)二六〇~一頁。

(6) 全三十七項目のうち、その二十四項目の文末が、見開きの右丁を完全な白紙のまま終えている。

(7) 「公事方御定書」の「拾五歳以下之者御仕置之事」は、『徳川禁令考』別巻(創文社、昭和三十六年)一一七頁にある。

(8) 小原忠次郎俊章については、「水府系纂」四十三巻、小宮山次郎左衛門昌秀については、「同」六十二巻にその履歴がある。「水府系纂」は、現在、彰考館文庫がこれを所蔵している。本稿作成に際しては、茨城県歴史館が撮影した当史料を閲覧した。なお、小宮山次郎左衛門昌秀については、拙稿「水戸藩士小宮山昌秀の徒罪認識とその背景」(『中央史学』第二十二号、平成十一年)で、その刑罰や法律関係の思想の淵源として、いかなる書物を読んでいたのかということを、読書録「読書目録」から明らかにした。「読書目録」には、明律についての読書の記録もあり、ここではこれを文政八年(一八二五)に読んだと記している。なお、本稿で記したように、「刑典摘要」には、文化二年時点で小宮山は返答に明律を引用しているので、「読書目録」での明律の読書年代は、何度目かの読書の折の年代であろう。

(9) それぞれの当該箇所を、『大明律 附 大明令 問刑條例』(遼藩書社、一九八九年)で示すと、刑律の獄囚衣糧は二二〇頁、刑令の司獄は二六七頁、牢獄は二七四頁である。

〔翻
刻〕

寛政三年四月廿三日 罪人吟味之事付、其役人
被下候御書之写

凡
例

この史料は、茨城県立歴史館が所蔵する「刑典摘要」(架号・和九一三九)を翻刻するものである。

翻刻にあたっては、原文に読点・並列点を施した。

朱筆の部分は、その箇所を「」で記し、その旨を注記した。判読者が補つたり訂正を施した部分は、「」をもって示した。判読不能な字は、□をもって示した。

刑
典
摘
要

〔縦二四、一糰・横十五、九糰〕

都て罪科之者穿鑿いたし候義、前々分糾明之致方行届宜候へ共、餘り瑣細之處迄致穿鑿候得ハ、批判ニ至リ候迄ハ甚日数も縣リ、入獄之者ハ尚更難義ニも有之、中ニハ死罪ニ不至者も牢死いたし歎敷事ニ候、一体之處、初發格心之筋ヲ以遂糾明候得ハ可備處、彼是穿鑿いたし候て、其外之科申口々出候得ハ、其方之穿鑿重ニもなり、重科罪ニ陥リ候類も可有之哉、左候得ハ不便之義ニも有之、猶又拘り廣く成候様相成候事も可有之間、於一体格心之筋等其一ト通分リ候ハ、夫ニテ刑目論候方可然候様存候、たとへハ先頃多田村医師昌哲、同村次郎左衛門と申者娘と不義之事ニ付穿鑿之趣為詫聞候ニ、夫有之内令致密通候哉之境糾明之振ニ相見候處、右等之義ハ糾ニも不及候事之様ニ存候、密夫と成候てハ嚴科ニも可所義ニて、顯候事ハ不及是非候得共、左も無之穿鑿之上ニテ枝葉之方ヘ穿鑿暮候罪科ヲ釀成候様ニテハ、不可然義之様ニ存候、一体之處ヲ論候てハ、如比瑣ニたる昌哲如キもの明分可に穿鑿行届候歟、国政届不届と申ニも無之、古来今

之穿鑿方之いたし癖之様ニテ余り不宜様ニ被存候、生路ヲ求候ヲ穿鑿之準的ニモ可有之哉、左候逆、大惡大慾とか申大惡人抔ハ、生路ヲ求むべき事ニモ無之候、其外賊罪或ハ夜盜・切取等之義いたし候者、是又生路ヲ求るに不

刑典摘要目録

〔一〕 一御城下追放御定之事

付、御殿場村々之事

〔二〕 一御場所へ指出候罪人穿鑿心得之事

〔三〕 一女追放御郡方取計之事

〔四〕 一村預・親類預之者、出奔尋方等申附振之事

〔五〕 一追放人元居村へ立入之節、止宿為致候父母・妻子

〔六〕 一他扱え引張候穿鑿心得振之事

〔七〕 一禁獄并穿鑿不濟牢舍之者、病氣出牢之事

〔八〕 一百姓・町人一同かり博奕催候節、穿鑿并刑当振之事

〔九〕 一鄉士刑当取計心得之事

〔十〕 一追放之者、所持之品欠所取扱振之事

〔十一〕 一病者案駄送り取計等閑之村役人咎振之事

〔十二〕 一新宮建立御規定之事

〔十三〕 一給人手形引替延行致候節、村役人咎振之事

〔十四〕 一孕婦改方等閑村役人咎振之事

〔十五〕 一他参人え御救金拝借願共追て顕候節、村役人等咎振之事

〔十六〕 一川船無極印船通致候者咎振之事

〔十七〕 一御目付方ニテ見咎候入穀いたし候者咎振之事

〔十八〕 一無願他所神仏へ參詣いたし候者咎振之事

〔十九〕 一酌取女召抱置候もの咎振之事

〔二十〕 一婚葬等之節、奔侈ヲ極候者、刑当振之事

〔廿一〕 一配符紛失滯等之節咎振之事

〔廿二〕 一乘打咎振之事

〔廿三〕 一裏判呼出指日延行之者咎振之事

及事と存候、前如之様なる瑣細之拘少も穿鑿残候様、面々心得、深く致糺明候義ハ、已來ハ指略有之候て可然と存候条、穿鑿へ縣り候役柄之者とも、一同右等之心得にて、一ト通分り候ハ、夫々ニ早々致批判可然事

〔朱筆〕一敲之事

〔朱筆〕一徒刑之事

〔朱筆〕一被盜品訴延行并盜品と不心付質取等いたし候者、

〔朱筆〕一徒刑大赦之事

〔朱筆〕一咎振之事

〔朱筆〕一十五才以下刑之事

〔朱筆〕一裁訴之砌、当人死亡之旨訴出候節、取計振之事

〔朱筆〕一除帳之者、追放取計振之事

〔朱筆〕一牢死之者戸取計振之事

〔朱筆〕一追放・帳外人、獄扶持代之事

〔朱筆〕一農商共役所呼出之節、羽織着用之事

〔朱筆〕一御城米等諸貢物、悪物品簾略等咎振之事

〔朱筆〕一御立山盜木等刑振之事

〔朱筆〕一諸人無之浪人者指置候者、刑振之事

〔朱筆〕一「二」御城下追放御定之事

附り、御殿場村々之事

〔朱筆〕一貞享〔五月廿四日〕御奉行衆を御達下追放被

〔朱筆〕一仰付候もの、自今以後ハ

〔朱筆〕一御城下ヲ式

〔朱筆〕一里四方并御殿場有之村々徘徊仕間敷由、可申渡旨、被

仰出候事

湊、太田、馬場、瑞龍、川尻、紅葉

右村々徘徊無用之旨可申渡候

但、右之外、所ニより存寄之場所有之候ハ、可

申渡候

一御追放ニ相成候もの、御城下相構、又ハ御城下弐里四

方相構と両様ニ相見候處、御城下相構被計ニても、弐里

四方相構候様御心得被成候ヘハ、若御町内のミ構候事

ニテ、御城下近村ニ罷在候ても不苦候事ニ可有之哉

之旨御問合之趣御座候處、御城下御構と計ニても弐

里四方相構候御定ニ付、御城下弐里四方之内ニ居候て

ハ不相成義御座候、則、役所定法書抜御廻申候事

天保
五月十四日

御町方

南御郡方

一御城下追放

是ハ御城下ヲ東西南北ヘ弐里ツヽ構
構候

御城下ヲ東西南北ヘ弐里ツヽ相構候て、居村ヲも相

〔朱筆〕

〔朱筆〕

〔朱筆〕 女追放御郡方取計之事

文化十^西六^月罪人之内御場所御吟味ニ可相成と相知候ハヽ、強縛等ニ

申附相糺候ハ不及候間、以来右之心得ニて取扱候様、

赤林三郎左衛門殿^{奉行・重興}ノ御達之事

同年七月

一立場者等重き罪人ニテ御場所ヘ指出可申者ハヽ、穿鑿大

方ニいたし、不問詰指出候様御奉行衆ノ御達之事

同年八月廿四日御達^{重同}

一御奉行野中三五郎殿^{重同}ノ御申聞候ハヽ、御場所御穿鑿ニ指

出候罪人、たとへハ一旦御場所御吟味之上御達ニて追

放ニ相成候もの立帰候節、御郡方ニ召捕候者抔之類、筋

都て筋へ指出候科人ハヽ、最初御郡方ニテ糺之節強縛不

放ニ相成候もの立帰候節、御郡方ニ召捕候者抔之類、筋

都て筋へ指出候科人ハヽ、最初御郡方ニテ糺之節強縛不

〔朱筆〕

〔朱筆〕 村預・親類預ケ之者、出奔尋方等申付振之

事

一出奔人由緒五人組等ヘ尋申付、三十日限り三切都合九

十日之間不尋出候ハヽ、過料三貫文^ノ五貫文位迄為相

納候上永尋申附候様仕度、如先達て奉伺候處、過料之

上永尋申付候てハ重々相成候間、九十日為相尋候ハヽ、

過料ニ不及永尋申付候而已ニテ可然也、今一応了簡之

上可申上段、御達之趣承知仕候、右ハ^ノ公辺御取扱之

振ニ準奉伺候義ニ御座候處、御達候振御座候間、九十

日目ニ過料申付、永尋之義ハ指免候様取扱申度奉伺候、

此段又^ノ申上候、メ^{マニ}も申合候様ニモ御申聞有之事

天保六^年未^{マニ}十^月女役所了簡ニテ追放申付候例無之ニ付、四郡及相談

候處、明和六丑年、武茂組ニテ武里四方追放役所了簡之上申付候例有之処、右之外ニ女追放取計候例無之ニ付、奥御祐筆ヘ御役名ヲ以申出置候処、女追放式里四

方迄ハ役所了簡ニテ取計、其余ハ相伺候様ニト宮本長

五郎ノ申聞有之候事

享和三年

二月三日

御郡奉行共

義ニ付候間、弥張是迄之通居置大意ハ申合之趣相含、其もの之旨義ニ付候て見捨又ハ申付候方可然候条、右之心得ニテ取扱候様御達之事

許可申旨被申出候旨義ニ付、過料又ハ永尋とも可申

付候

一文化九年三月申合
出奔人等三十日ツ、都合切尋申付、不尋出候分ハ、過

料之上永尋可申付旨先達て伺出候処、過料之上永尋申付候てハ重々相成候間、永尋又ハ過料ニも申付、時宜ニ合兩様ニ取扱候様御達ニ相成ニ付致相談候処、過料員數之義ハ三貫文合五貫文位迄可申付旨、去ル亥年伺之向も有之ニ付、右之振ヨ以出奔人之父兄・伯叔父・從弟之内尋申付候者ハ、永尋歟過料ニ申付、由緒無之村尋之者ハ永尋申付候迄ニ可然旨申合候事

〔朱筆〕
「五」追放人元居村へ立入候節、止宿為致候父母・妻子咎振之事

天保二卯年
一追放人御構之地へ立入候もの之咎振、父母・夫・其妻子ヲ止置候後ハ、閉戸又ハ呵・押込等申付候義ハ勿論、妻子、其父母・夫ヲ止置候へハ、叱・押込申付來候処、右咎振之意味相当不致候付申合之趣尤ニハ候得共、旨

一文化二丑閏八月
〔六〕他扱エ引張候穿鑿物有之節、品ニ付起り候支配役所合計出張相糺、他扱之ものも其役所へ無断呼出相糺、追て支配役所へ口書相廻及相談候様御申合ニ付てハ、右等之節ハ他支配合呼出ニ隨罷出候様、兼て村々へ申触置候方可然哉之旨、調役合申出候間、村触為致候事

〔朱筆〕
「七」禁獄并穿鑿不濟牢舍之者、病氣出牢之事

一穿鑿不相済入獄申付置候者、大病歟或ハ其父母大病ニテ、外ニ看病人も無之時分抔ハ出牢為致、快氣後入獄申付候事抔も御座候様及承申候、是等ハ不苦事之様被存候、然ル處、其もの之罪状相決候上手錠・禁獄等申付置候時分、其者大病等前顕様なる義御座候節ハ、無余義相歎候とも、暫時も指許候義ハ不相成事之様ニ奉存候、安良川に罷在候時分禁獄申付者、親大病ニ付

之内出牢仕度との願御座候へ共、先例も不相見指置候事ニて、御同役へ御相談も相成兼、一已之了簡ニて出

牢願不相済指戻候得共、〔△〕〔朱筆〕我々式之身之上ニハ論シ兼候

事ニ候へ共、縱ハ初明之宰有之天吏と成ス罪ヲ懲候事ニ

候得ハ、禁獄中ニ当人病き又ハ父母等相果候とも、早

竟其身罪ヲ犯候故、入獄ニて対面不相叶事ハ、是も命

之然らしむる處ニて無是非事ニ御座候、禁獄中杯歎訴

因て、暫時も免し候様ニハ大転ニ不叶様被存候、右

之通ニハ左候得共、是ニて動なれと申程ニハ決定仕兼、

御先例ニ不抱理之當否之処、御義論相伺度、急きも不

致候間、御手透ニ被仰下度奉願候、〔マミ〕

文化ニ丑八月十日

〔郡奉行・後輩〕
小原忠次郎

御座候、〔マミ〕

小宮山_{〔郡奉行・昌秀〕}
次郎衛門様

〔此印の所付札〕_{〔朱筆〕}入獄人等病ハ格別、父母之看病ニ出候事如何と

奉存候、当人病氣ニても、其罪死刑ニ當可申者

召捕置候ハ、出牢ハ相成間敷歟、輕罪なれハ

当人病氣出牢願相済候事

公義ニハ多御座候事

一禁獄・手錠ハ、最早其罪状極リ申候事故、入牢

之者凡も却て事軽かるべき歟と存候

〔△〕〔朱筆〕一看病願御済無之事御尤ニ御座候

一既ニ此度禁獄申付置候者、大病引受甚危急之内、

醫師申出候處、元来其罪死ニ至らざる者ニテ御

座候処、萬一相果候てハ何共不便成事ニ付、暫

時出牢申付療養相加ヘ、又ニ禁獄申付候理之當

否ハ不及候得共、人の死生ニ拘り申候段不忍候

一心不得止事、右之通取扱候得共、如何仕候も

のニ候也、私も決兼申候、此度御尋向之趣有之

候てハ、猶以心動申候、太田氏杯御相談、又ニ

被仰下候様奉願候、重て之心得ニ御論置申度

御座候、〔マミ〕

次郎左衛門

明令云、凡各府司獄、專管囚禁、如有冤濫、許令檢挙メ申明、如本府不准ニ直申憲司、各衛門不許差占スル「ヲ、

府州縣ノ牢獄、仍委佐貳官一員ニ提調セシメ、其男女ノ罪

囚、須ク要各監禁ス、司獄ハ官常ニ加點視_{〔切〕}ム、州縣無司獄

去處ハ、提牢官點視ス、若囚患病、提牢官検實、給藥治

療ス、除死罪ハ不開枷杻ヲ外、其餘徒・流・杖罪囚人病重者、開疏ノ枷杻、令親人ヲ入テ視、笞・杖以下保管在外医治病ヒ療フハ、依律断決ス、如事未完者復収ヲ入禁、即興帰結、凡牢獄囚徒年七十以上、十五以下療疾ハ、散取ス、輕重不許混親雜、枷杻常ニ須洗滌ス、蓆薦常ニ須鋪置、冬ハ設暖画(暖)、夏備涼漿ヲ、無家屬者ハ、日給倉米一升(食)、冬給絮衣一件、夜給燈油メハ病給医薬、並令於本處有司添ル、官錢糧ノ内ニ支放セ、官預期メ申明關し給メ、

母致缺、有司ハ犯和罪、除死罪外、徒・流・鎖收、杖以下ハ散禁ス、公罪自流以下皆散取ス

明律式断獄ノ上

獄囚衣糧

凡獄囚應ニ請給衣糧医藥而不請給、患病應(晚)去、枷鎖担而不脱去、應保管ノ出外而不保管、應聽ス家人入テ視而

不聴、司獄ノ官典・獄牢、笞五十、囚致死者、若囚該死罪、杖六十、流杖八十、徒罪杖一百、杖罪以下、杖六十、徒一年、提牢官知而不举者、與同罪

ノ書必とハなしかたかるへき歟

一文化元子三月中、本米崎村出立帰善次郎と申もの、是ハ此度取扱し刑ニ焼印、当完倉領ヘ追放ニ可成者、未穿鑿半大病ニ付、元居村ニ罷在候妻子ヘ申付、於牢中ニ看病為致度旨、先役之節伺出候處不相済候

一同丑八月中、大久保村百姓兵吉と申者致博奕候ニ付、五里四方追放之刑目論伺置候處、大病ニ付居村ヘ引取治療為致度旨申出候處、矢張牢中ニて療治相加候様御達、是又不相済候、

以上石神組ヘ御達、并律令之文有之候ヘ共、禁獄ハ大病ニ候ハ、指出シ療養ヲ加ヘ、入牢人ハ其時之了簡取計可申候、前廉ニハ定置兼申候事故、其時に臨ミ郡奉行之決断ニて重て御咎ハ蒙り候とも、生前ハ拘り候事捨置申候ニ、不忍之一心ニて取計可然ト、文化二丑十
月、一同判断およひ候事

但、牢中ヘ看病人入候事、令ノ文有之候得共、不可然ト一同申合候事

振之事

〔宋筆〕明朝人節ヲ重する事出し如し、併届繼ニも無之、異邪

文化十五寅二月
百姓・町人・一同かり博奕相催候節、取扱振之義御郡

次第迫て申出候義、不苦候

方ニテ本糺之上刑当申付候節、御町方ニテも右ニ準シ、

糺之上夫ニ刑当申付候節、御町方ニテも右ニ準シ、

文化十四卯十一月

但、逼塞之義ハ、其役所切ニテハ不相成

内密糺之上刑当目論候様相達候節ハ、尤是迄之通被相心得、是又初發る御町方人別之者拘りも有之様相聞候分糺、以前一先御町方へも懸合、双方熟談之上糺ニ取

懸候様可被致候事

但、御町方ニテ糺之上、百姓ニ拘有之分も本

文ニ準シ、互ニ突當無之様兼て被相心得可被

取扱候、其旨御町方へも相達候

天保十二卯

免許之事

一田伏村郷士斎藤又衛門屋敷内ニ有之候土蔵壹棟致焼失

候ニ付、恐入指扣申出候處、郷士共壹軒燒候節慎振前例不相見ニ付、幾日為慎可然哉伺出候處、右ハ日數七

日為慎置候様、若年寄衆々御達之事

〔九〕郷士刑当取計振之事

〔郡奉行・淑茂〕

享和三亥十月、増子幸八郎今同
御陣屋相建、郷中ヘ我ニ共罷在候上ハ、只今迄と違郷

士共不心得之義も相聞候上ハ、逼塞、或ハ呵・押込迄と歟無伺、役所了簡之上取扱候てハ、如何可有之哉ノ事

〔十〕追放之者、所持之品欠所振心得之事

文化十二亥十一月

一追放者刑目論伺之内、所持之物欠所申付候義、輕重ニ

より指別有之候得共、以来、御城下又ハ居村々五里四方御構以上之者、欠所に取扱候様可被相心得事

但、右以下之刑当申付候ものニテも大赦被仰付候者ハ、欠所ニ不及候事

〔家老・泰宣〕
朝比奈弥太郎殿
御付札ニ御達
郷士共不心得有之候節、早速叱・押込、其

〔十一〕病者案駄送り取計等閑之村役人咎振之事

文化十五年一月御達
一高秋村庄屋忠左衛門と申もの、病者村送之義付過料

申付候義

(15)

公義御取扱合準シ取扱候見合ハ有之候得共、初発相達候通之免赦ニ可然候条、以来此度之例ヲ以取扱候様、

同役中へ可被申合候事
同伺之上
高秋村百姓市衛門・善次と申もの、同心病氣之由ニて宿ヲ乞候ニ付為致止宿、医師相懸治療相加へ快方ニ趣候處、未歩行難相成候間、在所迄案駄ニ送り呉候様申聞ニ付致事岡庄屋へ為願、庄屋取扱ヲ以上入の村へ指向送り遣候途中病体相重、右村地内へ入致病死候處、右村方之者ニ無之ニ付、其段訴ニ相成候處、右病者村送之義願出、庄屋方々願尋候迄無届、殊ニ生所も不承届留置候段、御触之振候取扱不念ニ付、叱・押込五日一同村庄屋市右衛門任申立、人元ヲも得ト不承、殊ニ支配所ニも不申立、自己之計ニテ村次送り出候段、御触之振候取扱不念ニ付、過料錢五百文

弁抱いたし候段ハ無相違候得共、御触之趣心得、差残草新寺町之もの之由ニテ往来手形も有之候、在所ヘ送届吳候様藤内任頼領主役場

へも不訴出、送り書付相認メ送り出候後、出張役場へ相届候段申立候處、右仕様不埒ニ付、庄屋過料錢三貫文、組頭共ハ一同屹度叱置候旨

公儀御勘定奉行令御届有之事

〔朱筆〕
「士二」新宮建立御規定之事

一御領内一統寺社共ニ不有來堂社等致新造候義、願無之候てハ不相成義ニ候處、近來心得着候面々も有之歟ニ相聞候處、次第世柄悪く寺社共所務方相減、今日之輕當ニも六ヶ敷、隨て有來之堂社々修理も怠り候分限ニ相見、自力ニ難叶候ハ、自然と氏子、且宗之願助力候程ニ而、新造之企等ハ弥致衰微候基ニ有之、たゞ其發端ハ、氏子且宗共之内、身上向相応之者、何々願望等ニ而不得化力致、新造ニても終之義ハ難計、一旦勧請之堂社容易取崩候義不相成候得ハ、於其寺其社永々之不益ハ勿論、俗家之費へも抱り候義ニ有之不宜候間、向後新造ハ大小共に堅停止被仰出候、有來之分建替修覆たりとも、元ノ間数より詰候義ハ不苦、延候

義ハ、決て不相成候、其外作事之致度有來カ致結構候
義、是又可為無用候、寺社共に其分限りに乞、作事ハ
致少軽修理ヲ不怠、行届候様心懸可申候、メ

〔朱筆〕 孕婦改方村役人等閑咎振之事

寛政三亥 寺社奉行所

一庄屋 閉戸七日 一支配組頭 閉戸五日

三月 諸寺院中 諸修驗中

一五人組合 閉戸五日 一孕婦之夫 禁獄十日

前頃御触以来、今以右之居リニ相成居候事

同出生訴指出候砌、妊身申出無之類ハ、旨義乞當人閉戸、
支配手代廻之節見出候節咎振 享和三亥十月申合候事

又ハ叱・押込七日、村役人叱捨申付候事

文政六未七月寄合一妊身改刑法区々付、以来改方申合候事

軒別之節、妊身之者見咎之刑

一孕婦夫禁獄十日 庄屋閉戸七日 支配組頭同五日

五人組合同七日

妊身訴定月延引之刑

一夫叱押込三日 庄屋・組頭・五人組合叱捨

妊身出生共申出なく、追て見出候者之刑

一夫閉戸十日 庄屋、閉戸七日 支配組頭同五日

五人組合同七日

無訴之者無事出産并胎死ニても格心無之者之

右之外、村役人取扱候旨義有之故障ニも可相成分ハ、
臨時之了簡を以刑当申付候筈之事

刑

一夫手錠七日 庄屋・組頭・五人組合、叱・押込五日 ツ、

但、旨義二、当人叱・押込、村役人叱捨二
も申付候義、享和度之通、妊身之者当人二申

出候を申、役人脱落之刑

一聞置候役人、叱・押込五日

(閉戸十五日) 庄屋
(叱・押込五日) 組頭
但、船役人有之候村方、右等之義有之候ハ、
刑等ハ先年定之通、御場所御吟味ニ可申出事

(叱・押込十日) 庄屋
(船役金一ヶ年) 過料

[朱筆] 他参入へ御救金拝借願出、追て顯候節、村

役人等咎振之事

一文政六未七月 寄合ニて極ル
他参いたし候者之御救金等拝借願出、追て顯候節、當

人手錠十日、庄屋、叱・押込七日、支配組頭、同三日

[朱筆] 御目附方廻之者見咎候入穀咎振之事

一致入穀候者、於御目付方見咎候分、於御郡方ニ穿鑿取

天明三卯八月 各拔下ニて船持共無極印船相用候者も有之内相聞、不

置相糺候テ可然旨申合事

束至極ニ付、以来右等之者有之候ハ、左之趣ヲ以咎

可被申付候

節之指略可有之事

文化十四丑十二月
一他所穀買入御制禁相犯候者前例有之分ハ、無伺刑当取

(禁獄十日)
(船欠所) 当人

但、船の大小新古等見届、其時々伺出可及指

計來候処、御目付方ニて見咎候入穀人、刑當之義も的
例有之分ハ、役所切ニて刑當取計度旨、(郡奉行・好正)友部正介令同
天保十四年九月十六日御達
出候処、右ハ伺之通可取計旨御達之事
入穀之義、御目付方の見咎相成候刑當取計之義、其時々

委細ニ御目付方へ申出候様、御郡奉行中へ御達之事

寛政十二年三月極ル
禁獄十日 当人
過料七百文 庄屋

五百文 支配組頭 叱捨

庄屋組
十人組

三百文ツ、五隣 支配十人頭

右旧例心得ニ除置候事

享保ノ例
一無願他所廻国等之者、往來証文致所持候節、印形いた

し候庄屋・組頭、閉戸十日

〔朱筆〕
文化十二年九月御達
百姓共無願他所神仏へ致参詣候者、当人禁獄日數十日
申付候様相達置候処、右禁獄之咎ハ相止、以来当人過
料錢五貫文申付、庄屋・組頭等過料員數ハ、是迄之通
居置、尤意味有之分ハ、前々之通禁獄、又ハ追放ニモ

取扱被成候ハ、格別御仁惠難有可奉存哉ニ御座候、
乍去、御取付上ヶ御免と申義相響候てハ、是又馳ニ可
相成候間、右之處ハ不申触、役所懷ニいたし取扱候ハ、
往々御模通も宜有御座候哉と申出候処、御取付上御免

之義ハ、役所懷ニいたし置、其時々了簡ヲ以咎申付候
様、御達之事

天保
一叱・押込 五日 庄屋
十日 女ノ主人 当人
一同 三日 組頭

〔朱筆〕
酌取女召抱置、客之相手ニ指出候者咎振之

右、西支配所常葉村藤屋源丈と申もの、客之相手ニ指出
置候女召抱置候処、西組ニ前例不相見、御町方へ問合候
処、左之例申来、当人のミニテ役人へハ何等咎も無之由
之処、博奕等ニ付ても村役人咎ニ相成、勿論右等之女指
置候を等閑ニ罷在候得ハ、村役人一ト通当り有候、締り

合宜様及了簡、公義御定ニも隠女有之節ハ、五人組過料、名主重き過料と相見、軽重ハ格別一同御省ニテハ不宜存候故、右御定之〔筆力〕庄屋過料壹貫文、支配組頭五百文申付候哉、又ハ叱・押込五日、三日も申付候方可然哉之旨、

西組分廻状仕出、本文之通決着取計候事
天保十九亥七月、相談留書抜

天保十九戌年、役所了簡
一泉州町鈴木屋友七義、小壳酒渡世いたし候由之処、壳女

同様之女客之相手ニ指出候趣相聞、不束之至付、糺

之上屹度申付候様有之処、今用捨閉戸十日

〔朱筆〕〔廿〕婚葬等奢侈ヲ極候者咎振之事
文政十三寅七月申合

一閉戸七日位
〔朱筆〕〔廿一〕婚姻等奢侈ヲ極候者咎振之事
可但、旨義ニシテ軽きハ叱・押込、又ハ家計ニ応、相当之過料申付
禁獄日數七日
是八庄屋元ニテ紛失糺之上申出候分

〔朱筆〕〔廿二〕村々配符紛失并滯候節咎振之事
天明元丑十月申合

一禁獄日數七日
是八庄屋元ニテ紛失糺之上申出候分
一閉戸日數七日
是八庄屋元ニテ家内之者取扱同断
一同五日
是八庄屋元ニテ遲刻候分同断

一叱・押込日數七日

是八庄屋元ニテ取落、追て見出不願糺前申出候分

一同日數五日

是八庄屋他所ニテ、家内之者取扱及遲刻候分、同断

一禁獄日數七日

是八配符番受取紛失、糺之上申出候分

一手鎖日數七日

是八右同断取落、追て見出シ糺ニ不願前申出候分

一叱・押込日數七日

是八右同断於途中病氣遲刻之分、尤夜中ハ武人罷出候間、たとへ
考人病氣ニても〔以下記載なし〕

〔朱筆〕〔廿三〕乘打咎振之事

一御家中并御奉公人ヘ乘打之刑、軽きハ繩、重きハ禁獄
と大意ヲ極置、日数之義ハ、其時々了簡ヲ以決断取計
候苦申合候事

〔朱筆〕〔廿四〕裏判呼出指日延着之者咎振之事

一過料錢三貫文 当人
〔但、御領内金出人目安裏書御済ニ相成候處、指日不參之者有
之節〕公邊御捷書ニ基キ、本文之通過料被仰付候間、后後
心得可申事

〔朱筆〕〔廿五〕摺取計之事
天保

一摺召捕相尋、外ニ盜取等之悪事無之摺一条之義及白状
候ハ、其者之生所、御領・他領之無指別、片髪剃捧

縛ニいたし、晒置候上、追拂取計之筋御了簡相済、
御役所ニも御達被相成候由、御達御座候付、御町内ニて
召捕候ハ、其支配之名主宅ニて相尋、御町内ニて晒
置候上、御町外シニて追拂候様、同心共ヘ相達候處、
同心共出役先等郷分ニて召捕候節ハ、其村庄屋等之宅
ニて相糺、摺一条之申口ニも候ハ、庄屋預り置致出
立、片髪剃棒縛等より追拂候迄之取計ハ、其村役人々
御役所ヘ伺之上取計候様いたし度、此段及御掛合候、
メ

六月

御郡方

御町方

本文四郡相談之上、承知之旨及返書候事

以書附申触候

太田湊等之盛場ヲ始、近來摺所々へ入込、見世先之商品
等被摺取難義之趣相聞ニ付、先年之御法ニ復シ、右等之
者有之候ハ、召捕、最寄出役之支配又ハ山横目方へ指出、
糺之上全ク摺一条ニ相決、外ニ惡事も無之候得ハ、他領
もの之義ハ片髪剃棒縛ニいたし、其日一日相晒シ、村外

ヘ等ヘ追拂可申者ニ付てハ、町同心御用先於郷中摺召捕
候得ハ、其村之庄屋へ引立參り、糺之上是又外ニ罪科も
無之、弥摺ニ決候得ハ、御国者他領もの之無指別、庄屋
ヘ預ケ申付、同心共出立いたし候筈ニ有之候處、同人預
り置、前頭同様最寄出役無之候ハ、山横目方へ申出、
他領ものハ前頭同様取計、御国者之義ハ屹と押込置、出
役無之候ハ、役所へ訴出可申、后後右之通相心得、山
横目有之村方ニテハ、此廻文為見留可申候、メ

七月

天保
七月吉成又右衛門
〔郡奉行・信貞〕

惣觸

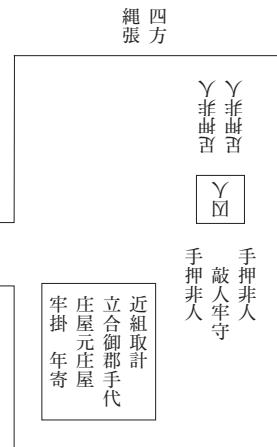
御町方

天保十三年八月九日御達
一他領者之義
〔朱筆〕
〔廿四〕敲刑之事
一他領無宿者敲之刑取計振、御町方へ問合之処、平地ヘ
蓬〔ヲ〕敷、其上ヘ罪人裸ニいたし、うつぶしひ引伏置、
手足〔ヲ〕非人四人ニテ押ヘ居、打人ハ罪人の頭の方へ立、
足の方へ向ひ中腰ニテ杖〔ヲ〕片手ニ持、背骨之両脇の方〔ヲ〕

ヲ限り可被取計事

一他領無宿者敲之刑取計振、御町方へ問合之処、平地ヘ
蓬〔ヲ〕敷、其上ヘ罪人裸ニいたし、うつぶしひ引伏置、
手足〔ヲ〕非人四人ニテ押ヘ居、打人ハ罪人の頭の方へ立、
足の方へ向ひ中腰ニテ杖〔ヲ〕片手ニ持、背骨之両脇の方〔ヲ〕
たゞき候由ニテ、外ニ六ヶ敷事ハ無之候得共、罪人之

功者之奴ハ座打候節啼出し候ニ付、不手馴打人ハ不便之情ヲ発シ、自然敲方弛候者之由、又敲方深過候得ハ、骨へいたみ、中ニハ腐候様相成、何程他所者ニテ身躰不具相成候てハ不便ニ有之、依敲方手過減、郷中牢守ヘ可申含置候事



十一月
御付札(ニ)
御達
本文是迄押立合を受候刑ニテ敲ニ取計候ハ、立合ニ受候得共、於役所取計ハ押之者御指出ニハおよひ申間敷と被存候、依此段奉伺候、メ

敲一条(ニ)候ハ、立合ニ不及候

天保十三(寅)十月、御町奉行令廻文
他領者敲計

本 文
是迄押立合を受候刑ニテ敲ニ取計候ハ、立合ニ受候得共、於役所取計ハ押之者御指出ニハおよひ申間敷と被存候、依此段奉伺候、メ

一御國追放旨義(ノ)

五十
右
敲

一御國追拂

三十
左
敲

一摺ハ片鬚剃(ノ)、五十敲、棒縛ニいたし追拂
但、立候ハ、百敲之上追拂

〔朱筆〕
二
徒刑之事

天保九(戌)九月廿四日御達

御町奉行 中(ヘ)

百姓・町人并寺社人別之者、罪科有之追放・禁獄等ニ

可相成者、以來別紙之趣(ヲ)以、徒刑申付候条、懸り御

郡方へ可被引渡事

但、生得姦惡ニテ徒罪申付候ても、良民之故障ニ相成候様之者ハ、是迄之通追放等ニ可申付候

一敵人牢守ヘ申付來候処、後後ハ非人ヘ申付為取計候
告之事
所
他領之者、敵之刑重キハ百敲(ヲ)限り御取行相成候旨御
達御座候付、取計方委細御町方問合申候処、右刑當之
節ハ、押之者立合罷出候由ニ御座候處、於鄉牢取計之
分多くハ小盜・博奕等之罪ニテ追拂申候へハ、次第第

一五里四方追放	徒壱ヶ年
一三里四方追放	同
一武里四方追放	同武百日
一居村追放	同百五十日
一禁獄七十日	同百日
一同 五十日	同五十日
一同 三十日	同三十日
一同 二十日	同二十日
一罷民之類	同二十五日
以上	
天保十亥七月御郡申合	
一博奕宿いたし候者、自分加入又ハ不致分徒武百日、又	候得ハ、以前之通帰村被仰付候處、其旨相心得可申事
百五十日、其後一ト通之博奕へ加候者同五十日、其後	天保十亥六月伺済、本文伺済之砌、諸郡区合付小組合亥六月廻状之砌
加候者同七十日、其後加候者同百日	追放人仮令ハ二・三里四方追放二相成候者、立帰居、
一博奕初いたし候者、徒二十日	五里四方追放之刑ニ当り候ハ、御定之日數丈ヶ徒罪
再犯候者	被仰付、御構御免之事
又犯候者	但、一旦之過等ニて立帰候もの本文之通取計、
又犯候者	姦惡之者ハ是迄之通追放可申付事
又犯候者	一五里四方以上之刑所持之物、欠所之例ニ候處、徒罪申
一徒罪逃去候者共ハ、都死刑被仰付候事	付候ヘハ、欠所物御免之事
以上	一郷町医共ヘ徒刑相除、寺社人之義も且過耳徒罪被仰付
天保十四卯四月	
五里四方構	
一五里一・二郡構 徒十五ヶ月	
但、再三犯候者旨義ニ付追放ニ也可致事	
天保十亥十月由合	
追放立帰之者、徒刑申渡之義振之事	

一五里三郡構 徒二十ヶ月

一御領中構 徒二ヶ年

天保十四年八月十二日御達
徒刑之法御取行相成候ても、生質姦惡、且身輕等之

ものハ、追放ニも申付、入穀等ニて五里四方以上之刑ニ

当り候者、先ツハ勝手向も相応、株式等も有之候得ハ、

徒刑中犯科之憂も無之、ケ様之類ハ勿論徒罪申付、村

役人并家筋等格別之者之内ニも一時之罪科ニテ、二十日、

十五日の徒刑ニ当り候者も出来候處、右様之もの一旦

徒刑ニ相成候ニテハ、たとヘ役義御居置可然者ニても、

人理役威ヲも失ひ、役義等ハ相勤兼候事ニ至り可申、

是等之類ハ、其人物等ニル、廉恥之心ヲも養ひ、禁獄・

閉戸等ニ申付候筈伺、相済候事

一山博奕可相催と集り候而已ニテ末勝負ニ不及徒、并博奕

之場ニ傍観いたし居候者ハ、都て半減之刑當申附候筈、

丑十月寄合ニ相談決ス

弘化三年十一月、〔南郡被出〕他領者御領内ヘ参り、当座店借罷在、博ヘ加入いたし

候者、御国追拂之取計來候処、宿いたし候者ハ五十敲

之上追放申付可然哉、諸郡問合、五十敲ニ追放決ス

〔朱筆〕天保十二子七月申合
〔芒〕徒刑大赦之事

天保十二子七月申合
天保十二子七月申合
三里四方追放徒式百日 救禁獄七十日

一居村追放 同 百五十日 同 五十日

一禁獄百日 同閉戸五十日

一同五十日 同閉戸三十日

一同三十日 同閉戸十五日

一同四十日 同閉戸十日

一同十五日 同閉戸七日

一同三十日 同閉戸五日

一同四十日 同閉戸十日

一同十五日 同閉戸七日

一同三十日 同閉戸五日

一同四十日 同閉戸十日

一同十五日 同閉戸七日

一同三十日 同閉戸五日

〔嘉永四年三月朔日
〔郡奉行・綱克〕
尾羽平蔵ヘ〕

本文吉田村弥市・茂兵衛徒刑大赦振之義、四郡申合之上

追々閉戸申付來候間、伺出之通申付度、再申出之趣ハ有

之候得共、抱り之山野辺・兵庫殿下屋敷守喜介刑當も相済

候義ニテ、不平ニも相成不可然之条、弥張最初相達候通、

呵・押込被申付候、且刑當大赦振之義ハ、以後左之通り

相心得、四郡可被申合候

大赦之刑通例

一過料可申付者ハ、赦以來之義可達

一呵捨ハ、赦何等ニ不及、以来之義

一呵押込ハ、赦呵捨

一禁獄・閉戸・手錠ハ赦、呵・押込

但、本刑之日數半減ヲ以、呵・押込之日數ヲ用ル

一居村追放ハ、赦禁獄十日

一御城下并居村御構ハ、赦禁獄十五日

一御城下并居村二里四方御構ハ、赦禁獄二十日

一御城下并居村三里四方御構ハ、赦禁獄居村御構

一御城下并居村五里四方御構ハ、赦御城下并居村御構

一御城下并居村五里四方御構ハ、赦御構ハ、赦、御

一御城下并居村武里四方御構

一同二郡御構ハ、赦御城下并居村三里四方御構

一御領中御構ハ、赦御城下并居村五里四方御構

右之通り

六月廿四日

御町方

八田御郡方

〔朱筆〕

〔廿二〕 被盜品訴延引等咎振之事

天保六未七月

一被盜品訴延引少分之品ニ候ハ、叱捨

但、当人計村役人訴延引いたし候ハ、、村役人

計

一盜品と不心付質ニ取、或ハ買取候類、右同断
天保十三寅六月御達
一郷中被盜品瑣細之品訴延引之分、咎不申付訴無之分ハ、
是迄之通品指戻申間敷候事

〔朱筆〕十五才以下刑之事

文政四巳年六月

十五才以下之者盜等之犯科有之候とも、大人と違候故、

刑之御定等も可有御座哉、又ハ其義無之候ハ、、御行

振御手前被成度よし御問合之趣致承知候、然ル處、十

五才以下之者ニ限り、刑法之御治定も無之様相見申候

へ共、別紙辰太郎之外、十三・四才之幼少之者盜等之

悪事いたし候ても、前後之無勘弁罪科ヲ犯候もの、御

仁恵ヲ以本刑ニハ不被仰付、大低ハ一類等之御預ケ、

禁足、或ハ品より軽き御追放等被仰付候事ニ御座候、

依段如及御達候、メ

同六未五月

一犯科候者幼年之故ヲ以、本刑御用捨ニ相成候旨、十五

才迄ニ可有之哉、又十六才迄ニ可有之哉之境、刑当取

計候、前例八田組々諸郡へ問合有之候事

常葉組付札
文化元年十一月、飯島村百姓武左衛門孫多太郎十三才、

行跡不宜、小盜等もいたし候もの二候へハ、手錠十日

二て済候事

公義百ヶ條之内、書拔十五才、以下之御仕置

一子心ニテ弁なく人殺・火付、十五才迄ハ親類へ預ケ置、
遠島、盜いたし候者ハ、大人分一等軽く、無宿者途中

小盜いたし候類、外人之手下、但、深キ比有候分ハ伺
之上

御書付致拝見候犯科之者、幼年之故ヲ以本刑御用捨ニ
相成候例有之や之旨、御問合之趣承知いたし候、十六
才ニテ本刑御宥ハ相見不申、十五才以下逆も刑法之御
治定無之様相見候得共、十三・四才之幼年者盜等之惡
事いたし候ても、前後之無勘弁、科ヲ犯候もの御仁恵ヲ
以、本刑に不被仰付、大抵ハ一類等ノ御預ケ禁足、或
ハ品ニ乞軽キ御追放被仰付候事ニ御座候、依此段及
御達候、メ

五月十九日

御町方

常葉御郡方

尚々本文御用捨之義も一等御弛メと申、屹といたし候

例も相見不申候

〔朱筆〕裁許取計心得之事

一裁許取計之節、当人相果候旨申出候ハ、右之刑親類
之者呼出候て裁許之趣、当人死亡ニ付内緒之者へ心得
候相達候事

〔朱筆〕除帳之者、追放取計振之事

申十一月御達
一村々ニテ人別相除帳外者、御国追放、御国追拂、追て
相極置候てハ故障之筋も可有之旨申出候、委細尤ニ相
聞候得共、御町宰へ入獄申付置、夫々吟味之上、帳外
者御国追放并追拂と先達て相極候間、於役所も右之通
相心得、以来取扱可申候、尤帳外者之内ニモ、意味有
之帳外ニいたし置候ても、往々身持等相直り、百姓立
相成可申とも相見候哉、又訛も可有之こと心付候ても有
之節ハ、其時之伺出得事ニ候様可致候、其余ハ相顯候
通、御国追放并追拂と相極置可被取扱事

(朱筆)

天保七年三月御郡奉行中へ御達
〔卅三〕牢死之者戸取計振之事

致牢死候者、野捨等取計候節、左之ヶ条ヲ以、以後無
伺於役所取計、追て可被申出事

一御領内人別ニテ罪状白狀、禁獄より御領中御構御追放ニ
上候、刑并解死人之刑、又ハ永牢被仰付置候者致牢死

候ハ、戸一類へ被下

一帳外并立帰者、又ハ他領者之類ハ、科輕重中口候有無

ニ不拘、致牢死候ハ、戸野捨

一御領内人別ニテ罪状及白狀、焼印、御追放令牒、火焙
迄之刑ニ相当候者致牢死候ハ、戸野捨

一御国人別之者、罪状申口無之者致牢死候類ハ、戸一類
へ被下

但、重き御格心ニテ申口ハ無之ても、一類へ難

被下程之重罪ニ候ハ、可被伺出候

〔朱筆〕
〔卅三〕追放帳外人獄扶持代之事

一追放帳外人元居村へ立帰居候節召捕候ハ、牢扶持代
八人別有之者之通、牢扶持代為指出可然候處、尚更役

所之振合御手前被成度よし、御掛合之趣致承知候、然
ル處、追放人等之義ハ、元居宅ニテ召捕候とも、牢扶
持代其處今為差出候義中興無御座候、尤何ニも 上令
被下ニ相成居、宅へ為忍置候故ヲ以、親・兄等へ御咎
被仰付候、尤追放人ニ候とも店をかし指置候へハ、人
別之有無ニ不拘、大店より牢扶持代指出候義、先般今之
御法ニ御座候、依此段旁及御相談候事

文化十年丙十一月

常葉御郡方

御町方

文化十四年丑土二月

一追放人御構之地ニ致借宅、追放人と存、其外悪候者へ
店ヲ貸、或ハ留置候類ニテ其者御召捕ニ相成、大屋又ハ

致宿候もの御咎被仰付候節、牢扶持代上令被下候哉、
又ハ御咎ニ不抱宿いたし候者より為指出哉之旨、先日御

問合申候処、追放人并無人別之者へ店ヲ貸置候ハ、
御咎ニ不拘牢扶持代為指出候御法之由、尤店受状大屋

ニテ取置候事故、大屋へ申付候へハ、店受人へ申付指
出候間、大屋難義も無之旨御挨拶之処、追放人又ハ無
宿もの宿いたし、其者御召捕被相成、入牢被仰付候節、
右宿御咎ニ不拘牢扶持代為指出候事ニ御座候哉、又泊

り屋等ニテ旅人一宿為致、其もの召捕ニ相成候節、牢

扶持代泊り屋々為指出候處ニ可有之哉之旨、御町方ヘ

及問合候事

御町方付札無宿者留置候辻も、店借同様ニ永ク同店為致候類ハ

極別、一・二夜位留置候者へ牢扶持代為指出候類例、

近來更ニ相見不申候、尤旨義ニより為指出候義も可

有之候得共、碇と定り候御定ハ無御座候、且又泊屋

合為指出候義ハ無御座候事

本刑	大赦目當
一以來之義	一不及沙汰
一叱捨	一以來之義
一閉戸五日	一叱・押込三日
一閉戸五日	一叱・押込七日
一閉戸三十日	一同五十日
一手錠五日	一叱・押込三日
一同十五日	一同七日
一同五十日	一同十日
一繩下七日	一叱・押込五日
一同十五日	一同十日
一禁獄五日	一閉戸三日
一同十日	一同十五日
一繩下十日	一叱・押込七日
一同十五日	一同十日
一禁獄	一閉戸七日
一同十五日	一同十日
一閉戸三日	一禁獄

〔朱筆〕天保十四年正月廿四日農商共役所呼出之節、羽織着用之事

農商共役所呼出ニテ罷出候節、羽織着用いたし候様、

尤無人別無石高之者ハ、羽織着用不相成事

〔朱筆〕
〔墨〕御城米等諸年貢惡品廉略等之事

〔記載なし〕

〔朱筆〕
〔墨〕御立山盜木等閑刑振之事

寺社境内ニおるて、無極印之木柄、住寺任願代添いた
し候元山呵・押込三日

一指置候當人叱・押込三日、庄屋同三日、組頭共叱捨	〔朱筆〕諸人無之浪人者指置之刑之事
--------------------------	-------------------

一同廿日 一同十日 一同三十日 一同十五日

一同五十日 一同廿日

一徒刑百日以下閉戸日数半減 五十日三十日 天保十二年七月申合

一同百五十日 禁獄五十日 一同式百日 禁獄七十日

宝引之例区ニ付、文政以来之例書抜類多キヲ取集、少々斟酌之上四郡相談之上、嘉永六年三月大意申

合之面

一宿いたし候 男手錠十日 過料壹貫文

女同五日

但、出入ハ不致候共

一打寄男女共 過料壹貫文

但、幼年之者ハ以來之義

一留主中家内之者宿いたし候節、夫叱・押込七日

一傍観いたし候者 過料五百文

一組合 過料三百文

一役人 叱押込三日

(庄屋
支配組頭)

叱捨 外組頭共

以上

神 崎 直 美

浜松藩の人足寄場

人足寄場とは、無宿人の授産・更生施設である。その創設は、江戸幕府の老中松平定信主導による寛政の改革

に求められる。これは城下町江戸に設置された。その目

的是、都市の宿命ともいえる無宿人問題を解決するためである。その後、天保の改革の主導者である老中水野忠邦は、天保十三年（一八四二）十一月十一日に、いわゆる「無宿・野非人旧里帰農令」を発令し、人足寄場を全国の幕府領および私領に設置することを奨励した。これをうけて人足寄場を開設したことが現在知られているのは、京都・大坂・長崎などである。確認されている事例は未だ少ない。

これらに加えて新たに指摘したい事例が、浜松藩である。浜松藩は天保年間当時、老中水野の所領である。水野は「無宿・野非人旧里帰農令」を発令するやいなや、

同月十六日には、自領の浜松藩の城下に人足寄場を開設するよう命じていたのである。開設を急いだ理由は、幕府側から無宿人の引き渡しが早々にある予定であり、その受け皿を早急に整える必要があつたからである。同時に、「無宿・野非人旧里帰農令」の発令者である水野としては、これを自ら率先して実行することは、その立場からも必須であった。

浜松藩の人足寄場は、天保十三年十一月から同十四年三月までの間に立案され、同年四、五月に開設した。その後、水野家が転封する弘化二年（一八四五）十一月まで続いたものと思われる。この人足寄場の特徴は、あらゆる面において、幕府の人足寄場を手本としており、類似点が多く見られることである。とりわけ、無宿人に対する仁恵の措置である点や、その目的は勤労意欲を身に付けさせて改善すること、作業報償制、開設当初は入所期間に概ねの目安があるものの不定期だったこと、などが注目できる。

浜松藩の人足寄場の様子は、次の通りである。寄場の施設は、六棟建設することを検討している。これは分類

拘禁をするためであり、男女の別の他に、農業経験の有無、階層の差異によるものである。建物は、幕府の人足寄場と同様に、床は転ばし根太、竈は番屋に隣接した所に設置しようとしている。

寄場役人は、寄場奉行・寄場下役・寄場下番を配置する。寄場奉行は定員二名で、一日交代で勤務する。寄場下役は八人で、二組に分けて四人ずつ交代で当番にする。入所者は寄場条目を読み聞かせたり、人足が戸外で労働する折に立ち会う。門番の役目も担う。寄場下番は四人である。その他、収容者の部屋に世話役を配備して、収容施設内での生活の取り締まりをする。

人足の入所の手続きは、①幕府の寄場から浜松藩へ無

宿人の身柄を引き渡す通告がでる、②浜松の寄場役所から無宿人の身柄を受け取りに江戸に赴く、③無宿人を浜松に連行する、④浜松の寄場役所で無宿人を取り調べて、供述調書を作成する、⑤寄場奉行立ち会いのもと、寄場下役が入所者に寄場条目を読み聞かせる、⑥入所者に遵守を誓約させるため爪印をとる、⑦入所者に身仕度をさせ、⑧入所、という過程を経る。

人足の処遇は、以下の通りである。衣類は、寄場役所が人足に四季施を支給する。髪型は、一般の人々と同じ髪型を装わせる。蒲団は一人に一枚ずつ宛てがう。食事は一日に三回で、寄場役所が支給する。その量は、労働によって差異があり、通常の労働の場合は一日あたり米と麦の混合を五合、重労働に従事した場合は六合か七合である。副菜は朝食に香物や梅干、昼と晩に汁物がつく。三、四日ごとに鰯や雑魚を実にした汁もつく。さらに副菜が欲しい者は、手業貲から購入して、自分で調理した。節句や年中行事の折には、特別な食事を支給した。風呂は終業後に利用できる。病気を煩った場合は、投薬したり医者に見せるなど、手厚く看護する。

労働については、勤務時間は朝五時（午前八時）から夕七時（午後四時）まで、すなわち八時間労働である。技術がある者は寄場の外で働いてもよく、技術のない者は炭團丸めや藁細工など、簡単な手仕事を行なう。重労働としては油絞りがある。労働には、賃金が支給され、その三分の一は寄場役所が手業預り錢として留め置いて、積み立てておき、人足が出所する際に資金として渡した。

以上の処遇は、いずれも幕府の寄場と極似している。

史料—解題と翻刻—」（『地域文化研究』六号、平成十四年）をもとにした。

収容対象者は、当初は幕府の寄場から身柄を引き渡された者であつたが、後に浜松藩が中追放に処した者も収容した。さらに、牢舎の者や全ての追放刑の者も収容することにした。これは、刑罰の代替である。したがって、寄場本来の保安処分という性質に加えて、新たに刑罰の執行場という要素も加わった。

以上、浜松藩の人足寄場の様子を具体的に示した。なお、幕府の人足寄場の特徴のうち、浜松藩の場合には確認できない点もある。それは、心学を講ずるというような積極的な教育、着衣による累進処遇的な措置、社会復帰を目的とした外遣いの制度、火災の折の解き放ちなどである。浜松藩は、幕府の人足寄場を手本としたものの、自領にふさわしい点のみを取捨選択および改正しながら導入したのである。

本発表は、拙稿「浜松藩の人足寄場——幕府老中水野忠邦の領内施策とその幕政からの影響について——」（『中央史学』二十五号、平成十四年）と、「浜松藩の人足寄場